

○雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱

平成29年3月27日

告示第75号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の豊富な地域資源を活用し、6次産業化・農商工連携に取り組む市内の中小企業者等で構成する企業グループに対し、加工、流通、販売等に係る機械等の整備や、新商品開発、デザイン開発、情報発信PR及び販路開拓に要する経費の一部を補助することにより、市内における農家所得の向上及び力強い地域経済の実現を図ることを目的とし、雲南市補助金等交付規則（平成16年雲南市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 企業グループ 市内に事業所を有する中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者等（中小企業者、大学、高等専門学校及び公設試験研究機関をいう。）で構成するグループをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

- (1) 構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で、1次生産者を含む三者以上で構成する企業グループ
- (2) 市長が特に認める者

(補助事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付申請書（様式第1号）のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業実施スケジュール表
- (3) 経費明細書

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する補助金の額の変更をするとき。

(2) 補助事業の内容を変更し、又は中止するとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、これを承認したときは、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金実績報告書（様式第5号）のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 事業実施スケジュール実績表

(3) 収支決算書

(4) 事業の経過又は成果を証する書類、写真等

(5) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告に当たっては、補助対象者は、補助事業が完了した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日の翌日から起算して7日を経過した日までに提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

第10条 補助金は、前条の規定による交付額の確定後において交付するものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付請求書（様式第7号）を

市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第12条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第8号)その他関係書類を整備し、保管しなければならない。

(販売目標達成状況報告)

第13条 補助対象者は、補助事業終了年度の翌年度から起算して3年間、毎年度、当該年度における販売実績を雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金販売目標達成状況報告書(様式第9号)により翌年度の5月末までに報告しなければならない。

(補助等の重複禁止)

第14条 この告示の規定による補助を受けようとする者は、時期を同じくして、他の規定による同種の補助等と重複して受けることはできない。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示に基づき既に交付の申請がなされた補助金に関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第4条関係)

補助事業	事業内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額
うんろく基盤整備	6次産業化・農商工連携推進に取り組むために必要な加工、流通、販売	6次産業化・農商工連携の取組のために必要な機械及び備品の購入費その他市長が	1/2以内(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)

	等に係る機械等の整備	必要と認めるもの	30万円を上限とする。
うんろく連携推進	6次産業化・農商工連携の推進に資すると認められる新商品開発、デザイン開発、情報発信PR及び販路開拓に要する経費	研究開発費、分析・検査費、専門家謝金、視察費、会議費（食糧費を除く。）、委託料、印刷費、広報費、展示会等出展料、旅費、施設設備の使用料及び借上料その他市長が必要と認めるもの	2/3以内（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。） 40万円を上限とする。

※補助対象経費は、交付決定日以降のものが対象となる。

※補助対象経費は、上記に掲げるもので、消費税及び地方消費税を除く。

様式第1号(第5条関係)

雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金 交付申請書

年 月 日

雲南市長

様
申請者 住所又は所在地
(代表企業) 氏名又は団体名
及び代表者氏名

㊟

雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金名	雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金
補助事業名			
事業の目的及び内容			
事業の効果			
経費所要額		円	
補助対象額		円	
交付申請額		円	
施行場所			
着手及び完了予定年月日		着手	年 月 日
		完了	年 月 日
添付書類			
1 事業計画書			
2 事業実施スケジュール表			
3 経費明細書			
4 定款の写し（個人の場合は、住民票の写し）※代表企業のみ			
5 直近1年間の貸借対照表及び損益計算書 ※代表企業のみ			
6 市税の完納証明書（申請日前一月以内に交付された原本）※代表企業のみ			
7 雲南市農商工連携協議会入会申込書（未加入の場合のみ。）			
8 その他事業の参考となる資料			

様式第2号(第6条関係)

指令 第 号
年 月 日

雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付決定通知書

様

雲南市長



年 月 日付けで申請のありましたこの補助金については、次のとおり決定しましたので、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金名	雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金
補助事業名			
経費所要額		円	
補助対象額		円	
交付決定額		円	

交付条件

- 1 交付の目的外に使用しないこと。
- 2 事業内容の変更等(軽微なものを除く。)をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、遅滞なく報告して指示を受けること。
- 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- 5 事業が完了したときは、実績報告書を提出すること。
- 6 経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を5箇年間整備しておくこと。

注 上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で申請の取下げをしてください。

様式第3号(第7条関係)

雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金変更交付申請書

年 月 日

雲南市長 様

申請者 住所又は所在地
(代表企業) 氏名又は団体名
及び代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありましたこの補助金について、次のとおり変更したいので、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

補助年度	年度	補助金名	雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金	
補助事業名				
変更の理由				
変更の内容		変更前	変更後	
事業実施主体				
代表者 職・氏名				
経費所要額		円	円	
補助対象額		円	円	
交付申請額		円	円	
完了予定年月日		年 月 日	年 月 日	
添付書類 1 変更が生じる様式第1号の別紙 2 その他事業の参考となる資料				

様式第4号(第7条関係)

指令 第 号
年 月 日

雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金変更交付決定通知書

様

雲南市長



年 月 日付けで申請のありましたこの補助金については、次のとおり決定しましたので、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金名	雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金	
補助事業名				
変更の内容		変更前	変更後	
事業実施主体				
代表者 職・氏名				
経費所要額		円	円	
補助対象額		円	円	
交付決定額		円	円	
完了予定年月日		年 月 日	年 月 日	

交付条件
1 交付の目的外に使用しないこと。
2 事業内容の変更等(軽微なものを除く。)をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、遅滞なく報告して指示を受けること。
4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
5 事業が完了したときは、実績報告書を提出すること。
6 経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を5年間整備しておくこと。

注 上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から7日以内に文書で申請の取下げをしてください。

様式第5号(第8条関係)

雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金実績報告書

年 月 日

雲南市長 様

申請者 住所又は所在地
(代表企業) 氏名又は団体名
及び代表者氏名

㊤

雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 名	雲南市6次産業化・農商工 連携推進事業補助金
補助事業名			
施行場所			
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
経費精算額	円		
補助対象額	円		
交付決定額	円		
既 交 付 額	円		
事業の経過及び内容			
添付書類 1 事業実施報告書 2 事業実施スケジュール実績表 3 収支決算書 4 事業の経過又は成果を証する書類、写真等 5 その他事業の参考となる資料			

様式第6号(第9条関係)

指令 第 号
年 月 日

雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金確定通知書

様

雲南市長



年 月 日付けで実績報告のありましたこの補助金については、次のとおり補助金の額を確定しましたので、雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金
補助事業名			
経費精算額	円		
補助対象額	円		
交付決定額	円		
補助率 (交付決定額)÷(補助対象額)	%		
交付確定額	円		
(交付決定額)－(交付確定額)	円		

様式第7号(第10条関係)

雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付請求書

年 月 日

雲南市長

様

申請者 住所又は所在地
(代表企業) 氏名又は団体名
及び代表者氏名

㊟

雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 金 名	雲南市6次産業化・農商工 連携推進事業補助金
補 助 事 業 名			
交 付 決 定 通 知 額		円	
交 付 確 定 額		円	
既 交 付 額		年 月 日交付	円
		年 月 日交付	円
		年 月 日交付	円
		計	円
今 回 交 付 請 求 額		円	
未 交 付 額		円	
添 付 書 類		1 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定 通知書の写し 2 請求額内訳書	

様式第8号(第12条関係)

財 産 管 理 台 帳

事業実施年度	年度	補助事業名	雲南市6次産業化・農商工連携推進事業				経費の配分		処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業の内容			工期		総事業費	負担区分		耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
	事業主体	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着手 年月日	完了 年月日		補助金 (うち市補助金)	事業主体 負担					
				・・・	・・・								
				・・・	・・・								
				・・・	・・・								
				・・・	・・・								
				・・・	・・・								
				・・・	・・・								
				・・・	・・・								
合計	—	—	—	—	—				—	—	—	—	—

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入
 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第9号(第13条関係)

雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金販売目標達成状況報告書

年 月 日

雲南市長

様

申請者 住所又は所在地
(代表企業)氏名又は団体名
及び代表者氏名

㊟

雲南市6次産業化・農商工連携推進事業補助金交付要綱第13条の規定により、目標数値の達成状況について次のとおり報告します。

補助年度	年度		商品名			
	1年度目(年 3月末時点)		2年度目(年 3月末時点)		3年度目(年 3月末時点)	
項目	売上個数	売上金額	売上個数	売上金額	売上個数	売上金額
目標値	個	円	個	円	個	円
実績値	個	円	個	円	個	円

※目標値は、補助金の実績報告時の数値を御記入ください。

補助年度	年度		商品名			
	1年度目(年 3月末時点)		2年度目(年 3月末時点)		3年度目(年 3月末時点)	
項目	売上個数	売上金額	売上個数	売上金額	売上個数	売上金額
目標値	個	円	個	円	個	円
実績値	個	円	個	円	個	円

※目標値は、補助金の実績報告時の数値を御記入ください。

補助年度	年度		商品名			
	1年度目(年 3月末時点)		2年度目(年 3月末時点)		3年度目(年 3月末時点)	
項目	売上個数	売上金額	売上個数	売上金額	売上個数	売上金額
目標値	個	円	個	円	個	円
実績値	個	円	個	円	個	円

※目標値は、補助金の実績報告時の数値を御記入ください。

- 様式第1号 (第5条関係)
- 様式第2号 (第6条関係)
- 様式第3号 (第7条関係)
- 様式第4号 (第7条関係)
- 様式第5号 (第8条関係)
- 様式第6号 (第9条関係)
- 様式第7号 (第10条関係)
- 様式第8号 (第12条関係)
- 様式第9号 (第13条関係)